

随意契約理由

令和5年(2023年) 4月 4日

契約担当課名	くらし支援課
発注担当課名	くらし支援課
契約名称	豊中市立生活情報センターくらしかん消費者啓発業務等委託
契約内容	豊中市立生活情報センターくらしかん消費者啓発業務等
契約締結日	令和5年(2023年)4月4日から
及び契約期間	令和6年(2024年)3月31日
契約の相手方 (所在地・名称)	豊中市北桜塚2丁目2番1号 とよなか消費者協会
契約金額	1,314,640円
随意契約理由	<p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p> <p>とよなか消費者協会は、くらしの安全と健康を守るため、昭和50年7月に結成され、47年間にわたり、豊中市とともに協働し、消費者行政を推進してきた団体である。本事業は、くらしかん登録グループが消費者啓発事業を行い、豊中市の消費者のくらしを守る条例に規定する消費者の権利の確立とその自立のための活動を行うことを目的とした事業であることから、登録グループの代表である当団体以外に、当該業務をすべて実施できる団体がないため。</p>